

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年10月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年10月8日（水）午前9時30分～ 本庁舎2階災害対策室2・3

2 出席者

保育課 高瀬課長、田口主査

3 件名

しろい保育みらいビジョンの策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・清水口保育園の民営化に関して、保護者等からどのような意見が出ているか。  
→民営化自体への反対意見はないが、職員の入れ替わり等への不安に関する意見は出ている。園の機能が向上することや、市の財政的効果が見込めることを説明し、理解を得ていると認識している。
- ・引継ぎに関して、市の職員が園に残るのか。  
→引継ぎは民営化前の令和9年度に行う予定で、清水口保育園を運営する事業者の職員が来て引継ぎを行うこととなる。
- ・事業者選定においては、会計年度任用職員の継続雇用を評価項目とすることとしているが、事業者の職員雇用に市が介入することに問題はないか。  
→継続雇用を条件とするものではなく、継続雇用に向けた具体的な取組を提示した場合に評価するものであり、継続雇用するかどうかはあくまで事業者と職員の判断による。保育の継続性を維持する観点から、多くの自治体が同様の評価項目を設定している。
- ・清水口保育園の建物を無償譲渡とする理由は。  
→事業者に民営化園の多機能化や引継ぎ保育の実施を義務付けること、また、老朽化に伴う施設改修により事業者負担が生じることから、無償譲渡を予定している。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 保育課

件名	しろい保育みらいビジョンの策定について								
内容	<p>1 ビジョンの位置付け 白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会からの提言を踏まえ、「しろいこどもプラン」の関連施策として今後の市の保育施策の方針を定めるもの。</p> <p>2 ビジョンの期間 令和8年度から令和17年度まで(10年間)</p> <p>3 白井市の保育施設がめざす姿 「みんながもっと通いたくなる園」</p> <p>4 めざす姿の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・めざす姿を実現するための3つの柱             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の質の向上</li> <li>② 線引きのない保育(幼児教育)の推進</li> <li>③ 未就園児とその保護者に対する支援</li> </ul> </li> <li>・3つの柱を下支えするための取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育人材の確保</li> <li>② 公立保育所の一部民営化</li> </ul> </li> </ul> <p>5 市民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内保育施設事業者との意見交換(R6.10~12月)</li> <li>・公立保育所保護者へのアンケート調査(R7.1月)</li> <li>・素案に関する保護者説明会(R7.7.26(土)、7.27(日)、8.3(日))</li> <li>・パブリック・コメント(R7.8.1(金)-R7.8.21(木))</li> <li>・子ども・子育て会議(R7.8.20(水))</li> </ul>								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水口保育園の民営化に当たっては、利用児童、保護者に配慮して丁寧に進めていくこと。</li> <li>・「白井市第6次総合計画」、「白井市地域福祉計画」、「しろいこどもプラン」等の各種計画との整合、連携を図ること。</li> </ul>								
今後のスケジュール	<p>R7.12月 白井市附属機関条例、白井市保育所設置管理条例の改正 一般会計予算の補正(白井市保育施設運営事業者選定審査会委員報酬)</p> <p>R8.2月以降 運営事業者募集要項公表</p> <p>R8年度中 運営事業者の選定 資産譲渡に関する議案上程(清水口保育園舎の譲渡)</p> <p>R9年度 引継ぎ保育等の実施</p> <p>R10.4月 民営化園の開所</p>								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
	条例規則	有	条例改正(R7.12)	報道発表	無				
	議会説明	有	議員全員協議会(R7.9)	広報・HP等	有	HP(R7.9)、広報(R7.11)			
	市民参加	無							
	報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (				まで)			
参考情報	案件提出事由	エ 策定した各種計画の概要							
	関係法令等								
	関係課	公共施設マネジメント課、障害福祉課、都市計画課							
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)							
	カテゴリー	年代	0歳~就学前	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他

# しろい保育みらいビジョン

みんなが  
もっと通いたくなる園  
を目指して



令和7年9月 白井市保育課

# 目次

①ビジョン策定の  
背景と目的  
(P3～)



②現状と課題  
(P5～)



③公立保育所の  
役割及び体制  
の検討  
(P8～)



④白井市の保育  
施設がめざす  
姿  
(P13～)

⑤めざす姿の実  
現に向けた取  
組  
(P15～)



⑥3つの柱を下  
支えするため  
の取組  
(P23～)



⑦取組の  
ステップ  
(P35～)



⑧参考資料  
(P38～)



Hello

# ビジョン策定の背景と目的

近年、保護者の就労形態や価値観の変化に伴い、保護者が保育施設に求める保育時間帯や保育形態は多様化しており、保育施設は、これらのニーズに的確に対応していくことが求められています。

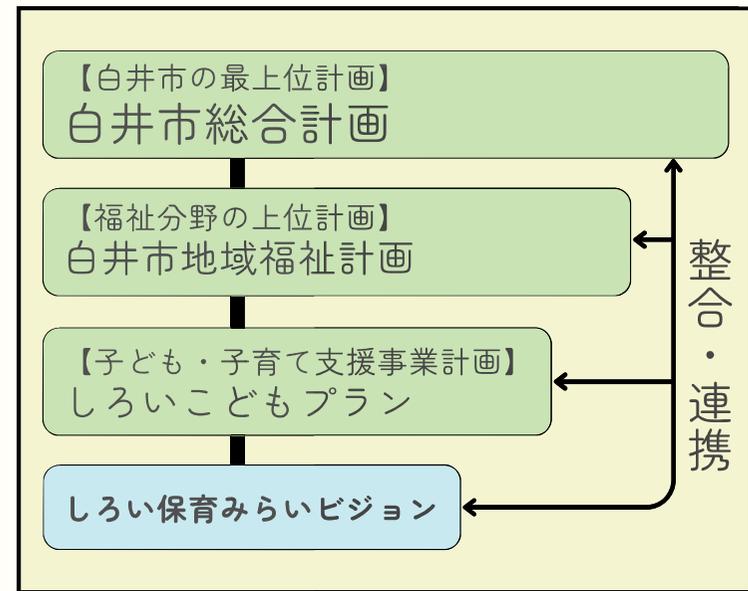
また、社会情勢の変化に伴い保育ニーズが増加する一方で、全国的な保育人材不足により白井市の保育施設においても様々な課題が生じています。

このビジョンは、多様化する保育ニーズへの対応や市の保育の課題解決を効果的、効率的に進めるとともに、市全体の保育の質の向上を目指すものです。



## ビジョンの位置付け

本ビジョンは、白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会からの提言を踏まえ、「しろいこどもプラン」の関連施策として今後の市の保育施策の方針を定めるものです。市の最上位計画である「白井市総合計画」や「白井市地域福祉計画」とも整合・連携を図りながら推進します。



## ビジョンの期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

# 公立保育所の現状と課題

## 保育職員全体に占める 正規職員の割合が低い

- 正規職員の人数が少ないため、職員一人にかかる業務負担が大きい。
- 保育人材の不足を補うため、様々な雇用形態の職員を雇用している。（任期付、会計年度、派遣）
- 職種ごとに業務や責任の範囲が違うため、業務管理が複雑。

- 保育従事者のうち、正規職員の割合
  - ・公立 34.9%
  - ・私立 64.8%
- 市内全保育施設の公立・私立ごとの平均値（令和5年4月時点）

## 特別な支援を要する児童の 公立保育所への偏り

- 制度の構造上、特別な支援を要する児童(※)の受入れが、公立保育所に偏っている。
- 全国的な保育士不足の中、加配のための保育士の確保が困難。
- 多くの保育士を配置するため、保育室内のスペースを確保する観点から受入人数に限界がある。

- 令和5年度の特別な支援を要する児童の受入数
  - ・公立 40人（13.3人）
  - ・私立 19人（2.1人）
- （ ）内は、1施設当たりの平均

## 公立保育所に求められる 役割の多様化

- 公立保育所では、保育以外にも地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援拠点事業(※)や一時保育事業(※)を実施している。
- これらの役割を担うためには、保育のみならず、保護者支援や地域の子育て支援に対する知識と経験を有する保育士の育成が求められる。
- 正規職員が不足している中、役割を担うための正規職員の確保や育成が困難。

(※P39、40「用語の説明」参照)

# 市の保育全体の現状と課題

## 将来的な利用児童数の減少

- 市の出生数は年々減少している。
- 一方で、保育施設の申込率は年々増加しており、保育施設の利用児童数は、今後、緩やかに減少していくことが見込まれる。

※児童数及び申込率の推移

年度	就学前児童数	利用人数	申込率
H27	3,489人	960人	27.5%
R2	2,821人	998人	35.4%
R7	1,921人	865人	45.0%

## 社会情勢の変化に伴う保育ニーズの多様化

- 核家族化、ひとり親の増加、保護者の就労形態や価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴い、保護者が保育施設に求める保育時間帯や保育形態のニーズは多様化している。
- 障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童(※)、虐待の恐れのある児童等の受入れ・支援に当たり、保育士には専門的な知識や経験に基づくきめ細やかな対応など専門性の向上が求められる。

## 保育士の不足

- 全国的な保育士不足の中、白井市の保育施設においても、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- 白井市では、保育士確保のための取組として、私立保育施設の保育士に対して市独自の処遇改善を実施しているほか、保育士の「魅力ある働き方」(※)の推進に取り組んでいる。

(※P39、40「用語の説明」参照)

# 保育分野におけるこれまでの市の取組

## 保育の質の向上に向けた取組

- 市内全園を対象とした保育に関する研修の実施
- 保育士確保と保育の質の向上を目的とした、公立・私立の連携による保育士の「魅力ある働き方」の推進（保育士オフサイトミーティング(※)や保育士交換研修の実施）
- 保育士処遇改善の推進
- 病児・病後児保育(※)の実施

## 特別な支援を要する児童の受入のための取組

- 公立園における医療的ケア児の受入れ（看護師の配置）
- 私立園に対する特別な支援を要する児童受入れのための支援（障がい児等保育加配保育士補助の実施）
- 白井ふじこども園における療育(※)と保育の一体的実施（児童発達支援事業所(※)の併設）

## 未就園児のための子育て支援の取組

- 地域子育て支援拠点を市内6か所に設置
- 一時保育事業を市内3か所で実施
  - 【地域子育て新拠点 実施場所】
    - ・清水〇保育園 ・南山保育園
    - ・ひまわりこども園 ・こざくら保育園
    - ・白井ふじこども園 ・はなぶさ保育園
  - 【一時保育事業 実施場所】
    - ・清水〇保育園 ・南山保育園
    - ・送迎ステーション

(※P39、40「用語の説明」参照)

# 公立保育所の役割及び体制の検討

市では、令和5年度より、白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会を設置し、市の保育の課題解決と市全体の保育の質の向上のために公立保育所の担うべき役割と、役割を担うための持続可能な体制についての検討を行い、令和6年10月に委員会から市に対して提言書が提出されました。

## 【委員会の概要】

- ・ 検討期間 令和5年6月から令和6年9月
- ・ 会議回数 10回
- ・ 委員の構成 学識経験者3名、私立認定こども園園長1名、小学校校長1名、市民（公募委員2名及び公立保育所の保護者3名）、公立保育所園長1名、こども発達センター長1名、市職員1名 全13名

# 公立保育所の役割及び体制に関する4つの提言（概要）

## 提言1

### 今後の公立保育所が担う役割について

公立保育所は、市の保育施策や子育て世帯支援の中心的拠点として、次に掲げる役割を果たすこと。

- ①子育て支援の中核的機能
- ②私立保育所等に対する相談・支援・指導機能
- ③定員調整機能
- ④多様なニーズへの対応

## 提言3

### 民営化後の保育所等の機能について

民営化後の保育所等は、市の保育における課題を解決するための多機能な保育所等とすること。保育以外の機能の検討に当たっては、市民ニーズ、社会情勢、費用対効果等を踏まえ、必要性等を精査すること。

また、民営化する保育所において既に実施している子育て支援機能は、民営化後も継続して実施すること。

## 提言2

### 今後の公立保育所の体制について

公立保育所の一部民営化により、公立保育所の正規職員を集約することで新たな役割を担う人材を確保するとともに、民営化により生じた財政上の効果を保育の質の向上のための取組に活用すること。

また、民営化に当たっては、利用児童、保護者への配慮を十分に行うこと。

## 提言4

### 市の役割について

市は、市の保育全体の質を向上させるため、次の役割を果たすこと。

- ①私立保育所等が安定的、継続的に施設運営を行うため、市は必要に応じて支援すること。特に、特別な支援を要する児童の受入枠確保のための支援については積極的に検討すること。
- ②公立保育所の保育士が役割を十分に果たすため、保育士を育成する体制を構築すること
- ③検討に当たっては、子どもの視点からも検討を行うこと。
- ④個々の取組の効果を継続的に検証していくこと。

# 提言に基づく検討の経過

委員会からの提言に基づいて検討を行うに当たり、保育現場の実態を把握するため、次のような取組を行いました。

## ●公立保育所保護者へのアンケート調査

公立保育所の保護者を対象に、今後の公立保育所や民営化後の園に求める機能、民営化に当たって市が児童・保護者に配慮すべき事項についてアンケートを行いました。（対象：公立保育所3園の全保護者 有効回答数：29件）

## ●市内保育施設事業者との意見交換

市内保育施設事業者に対して、今後の公立保育所や市に求める役割等について、意見交換を行いました。（7事業者）

## ●庁内の意見交換等

公立保育所の園長等や保育士、庁内各課に、今後の公立保育所に求められる機能、役割等について、検討や意見交換を行いました。

- ・公立保育所の園長、副園長、こども発達センター長による検討会議（全9回）
- ・公立保育所の保育士による検討会議（全4回）
- ・庁内全課への意見照会及び子育て関係各課との意見交換会（1回）

# 保護者・事業者・庁内各課等からの主な意見

## 今後の公立保育所に関する意見

### （保護者）

- ・発達障がいがある子の受入先が少なすぎる。
- ・土曜日の保育時間を延長してほしい。

### （事業者）

- ・公立を認定こども園(※)にして、保育要件の無い支援が必要な児童を受入れる。
- ・土曜日の午後7時開所については、全国的な保育士不足の中、保育士への過度な負担を避けるため、一部の園で集約して対応することが望ましい。

### （庁内）

- ・養育に不安のある家庭に対しては、就労要件に関わらず、保育を提供できることが望ましい。
- ・公立園において、ボランティアや就労体験の受入れにより市民に「子育て体験」ができる機会を提供する。
- ・保育所等を利用していない家庭への支援を充実するため、子育て支援拠点や一時保育の実施場所を増やす。

## 市の役割に関する意見

### （保護者）

- ・保育士の労働環境を見直し、改善を求めます。

### （事業者）

- ・他市で実施している保育士資格を目指す者への就学支援は効果的だと思う。
- ・加配保育士の配置補助額（1人8万円/月額）が少ないため、私立園で支援を要する児童の受入れが困難
- ・病児保育について、予約等のICT化ができないか。
- ・保育士オフサイトミーティングの評判が良い。

### （庁内）

- ・保育士不足の対策として、定年退職者などに活躍してもらう。

# 保護者・事業者・庁内各課等からの主な意見

## 民営化に関する意見

### (保護者)

- ・民営化によって、保育の質向上が達成されるのを期待している。研修が充実した委託業者を選んでほしい。
- ・民営化をすることで保育士と児童発達支援の指導員が直接連携して、児童一人一人への課題や接し方を頻繁に共有する事でWin-Winな関係になれば良い。
- ・今までの公立保育所と同等の丁寧な保育を希望します。
- ・保育士の離職や看護師が常駐しなくなる等の民営化による負の側面もある以上、園児への悪影響を最小限に留められるようなソフトランディングを強く希望します。
- ・突然の閉鎖など起こらないよう、市との連携を強化してもらいたい。

### (事業者)

- ・地域の保育需要で考えると清水〇が妥当だが、多機能な園とするためには駐車場が必須
- ・多機能園とするならば、実施場所の確保が必要となるため、施設の大きい清水〇が望ましい。
- ・療育の実施に当たって人材の確保が課題

## 民営化園の機能に関する意見

### (保護者)

- ・幼稚園のような教育（読み書き、計算、英語学習など）
- ・知育に力を入れている保育園
- ・医療的ケア児の受入れ
- ・保育と療育が一体的に受けられれば、発達や就学に関する悩みをより共有できる。

# 白井市の保育施設がめざす姿

「みんながもっと通いたくなる園」



本ビジョンの推進に当たって「白井市の保育施設がめざす姿」を定めます。

- ・こどもたちが、もっと笑顔になれる場所
- ・保護者が、もっと安心して預けられる場所
- ・保育士が、もっと楽しく保育できる場所

白井市のすべての保育施設がこんな場所になってほしいという願いを込めています。

## めざす姿を実現するための3つの柱



①保育の質の向上



②線引きのない保育  
(幼児教育)の推進



③未就園児とその保護者に  
対する支援

## 3つの柱を下支えするための取組

①A保育人材の確保



②B公立保育所の一部民営化

Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

## ①保育の質の向上

公立園を市の保育施設の基幹園と位置づけ、市の保育施策の中心的拠点として、関係機関との連携のもと、市全体の保育の質の向上のための取組を進めていきます。

また、保護者の利用しやすさの向上と保育士の負担軽減のため、保育分野のICT化を推進します。

## Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

### ①保育の質の向上

#### 私立園に対する 相談・支援・助言

公立保育所のベテラン保育士や看護師が、私立園への巡回相談等を行い、相談・支援・助言や、好事例等の市内全園への共有により保育の質の向上を図ります。

#### 市内全園を対象とした 研修の実施

市内全園を対象とした研修の実施について、引き続き、市の施策や保育現場の課題を踏まえた研修を実施します。

#### 保育提供体制の充実

公立園の土曜日の開所時間を平日同様の午後7時まで延ばします。また、公立園において、年度後半に増加する入所保留者に対して一時的に保育を提供する体制を整備します。

#### 庁内や関係機関との 連携の推進

市の保育士が、子育て支援に関する関係機関との会議等に参加し、連携体制を進めるとともに、私立も含めた市内全園と関係機関を繋ぐ連携の中核を担います。



## Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

### ①保育の質の向上

#### 公立園における 定員調整



公立園において、今後の市の保育需要の変化に応じて柔軟な定員調整を行います。

#### 地域の保護者支援



公立園において、未就園児の保護者が気軽に子育てに関する相談等を行えるよう、園庭開放や施設開放を行います。

#### 保育分野における ICT化の推進



白井聖仁会病院で実施している病児保育への予約システム導入など、保育分野におけるICT化を推進します。



## ②線引きのない保育（幼児教育）の推進

児童が、保護者の就労の有無にかかわらず幼児教育を受けられるよう、幼児教育と保育を一体的に提供する体制の整備を推進します。

また、児童が、障がい、疾病の有無にかかわらず、それぞれに必要な支援や幼児教育を受けることができる環境を整備します。

## Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

### ②線引きのない保育（幼児教育）の推進

#### 幼児教育と保育の 一体的提供の推進



児童が、保護者の就労の有無にかかわらず幼児教育を受けられる体制を整備するため、公立保育所、民営化園及び幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

#### 障がい児等に対する 幼児教育の提供



障がい等の理由により幼稚園利用が困難な保育要件のない児童が、それぞれの発達段階に応じた幼児教育を受けられるよう、公立保育所及び民営化園を認定こども園に移行して受入れを行います。

#### インクルーシブ保育 (幼児教育)<sup>(※)</sup>の推進



民営化園に児童発達支援事業所を併設し、療育と保育を一体的に実施する施設にします。  
また、障がい等がある児童が利用しやすいよう、園に隣接する公園に駐車場を整備します。

#### インクルーシブ保育 のための施設改修



公立園において、特別な支援を要する児童が安心して集団生活を送るために必要な施設改修を行います。

(※P39「用語の説明」参照)



## Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

### ②線引きのない保育（幼児教育）の推進

#### 医療的ケア児 の受入れ



公立園及び民営化園に看護師を配置し、引き続き医療的ケア児の受入れを実施します。

#### 特別な支援を要する児童 の受入れの推進



私立園における特別な支援を要する児童の受入れを推進するため、私立園に対する「障がい児等保育加配保育士補助事業」の見直しを行います。



### ③未就園児とその保護者に対する支援

こども誰でも通園制度<sup>(※)</sup>の実施、地域子育て支援拠点事業や一時保育事業の強化により、孤立しがちな保育施設等を利用していない家庭も含めてすべての子育て家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

## Our Mission 「めざす姿の実現に向けた取組」

### ③未就園児とその保護者に対する支援

#### こども誰でも通園制度 の実施

未就園の0歳6ヶ月～満3歳未満の児童とその家庭への支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施します。

#### 子育て支援の 強化・充実

出張育児相談や子育てに関する講座の充実により子育て支援の強化・充実を図ります。

#### 一時保育事業の 強化・充実

一時保育事業をより多くの家庭にとって利用しやすいものにするため、誰でも通園制度の実施と併せて、実施場所の拡充や利用料金の見直しを行います。

#### 未就園の障がい児等に対する 集団生活体験の機会の提供

未就園の障がい児等が、小学校就学前に集団生活を体験することができるよう、公立園において療育の事業所等と連携の上、体験会を実施します。



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ① 保育人材の確保

めざす姿の実現に向けた取組を推進するため、保育の担い手を確保、育成する仕組みを整備します。

また、保育士の処遇改善や働きやすい環境づくりにより、保育士の離職防止のための取組を推進します。

## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ① 保育人材の確保

#### 保育士を目指す 学生等の支援



市内保育施設への就職を希望する学生や、現に市内保育施設で働く子育て支援員等を対象に、保育士資格取得に関する修学資金の貸付を実施します。

#### 子育て支援員研修 の実施



市内保育施設への就職を希望する者や現に市内保育施設で働く無資格の職員を対象に、子育て支援員研修を実施します。

#### 保育士の処遇改善 の更なる推進



保育士の離職防止を図るため、現在、市が実施している保育士の処遇改善補助金の見直しを行います。

#### 保育士の「魅力ある 働き方」の推進



保育の質の向上や保育士の就労環境改善の検討を行うため、市内の公立、私立の保育施設が、官民一体で保育士の「魅力ある働き方」の取組を推進します。





## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」



### ① 保育人材の確保

#### 保育士の魅力のPR



次世代の保育人材の確保に向けて、保育士のやりがいや魅力をPRするため、公立園において、学生の保育現場体験等を実施します。

#### 地域人材の発掘



保育人材の不足の解消に向けて、地域人材を発掘して保育の担い手の裾野を広げるため、公立園において、地域住民との交流イベント等を行います。



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ② 公立保育所の一部民営化

公立保育所1園を民営化することで、正規職員の保育士を2園に集約して公立保育所の正規職員不足を解決するとともに、保育の質の向上に関する取組を推進するための人材を確保します。

また、民営化により市の財政負担が軽減されるため、その軽減分を本ビジョンに定める各取組を推進するための財源にします。

## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ②取組を推進するための課題

公立保育所において正規職員の保育士が不足している中、現在の体制で新たな取組を推進するための人材の確保が困難。

人材をどのように確保するか。



公立保育所に特別な支援を要する児童の受入れが偏っている現状の中、新たな取組を推進するための人材の確保が困難。

また、特別な支援を要する児童やその保護者にとっては、利用できる施設の選択肢が少なくなっている。

各取組を行うための財源を確保する必要がある。

これからを担う子ども達のためにも、限られた財源を有効活用したい。



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ②集約による人材確保のイメージ

公立保育所1園を民営化し、正規職員保育士を2園に集約して、新たな役割の推進に取り組む人材を確保します。

これまで（公立3園体制）



これから（公立2園体制）



集約



民営化園

## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ② 公立・私立の運営に係る市の費用負担の違い

公立保育所1園を民営化（私立園）することで、市の財政負担の軽減が見込まれます。

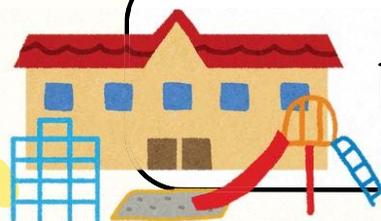
#### 公立園の運営費



市が100%負担する。  
(入所児童数等が、地方交付税(※)算定の基礎数値となっている。)

(※P39「用語の説明」参照)

#### 私立園の運営費



市が約25%を負担し、残りを国、県が負担する。

## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ② 公立保育所の一部民営化【基本方針】

● 民営化する園                      清水口保育園

● 民営化の時期                      令和10年4月

● 民営化園の定員                      概ね100名程度  
(ただし、今後の保育需要の推移により  
必要に応じて調整します。)



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ② 公立保育所の一部民営化【民営化園の機能】

#### 01 インクルーシブ保育（幼児教育）の実施

- ・ 児童発達支援事業所の併設
- ・ 障がい等により幼稚園利用が困難な保育要件のない児童への幼児教育の提供

#### 02 医療的ケア児の受入れ

#### 03 地域子育て支援拠点及び一時保育の実施



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ③ 公立保育所の一部民営化【民営化園の選定理由】

- 私立園の収入は受入児童数によるため、施設が安定的、長期的に運営されるためには、一定の保育需要が見込まれる地域が望ましい。  
.....
- 南山保育園、桜台保育園については、近隣に大きな保育施設が無く、また、今後、保育需要の減少が見込まれるため、各駅圏に保育所を維持する観点から、公立園のままとすることが望ましい。  
.....
- 清水口保育園においては、保育室に余裕があるため、既存施設を活用して児童発達支援事業所を併設することができる。

以上の点を考慮し、清水口保育園を民営化園とすることとした。

## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」

### ② 民営化の進め方と児童・保護者への配慮

#### 事業者の選定

事業者の選定に当たっては、市が求める保育を提供できることを前提に、法人の保育理念や経営状況も考慮して選考します。

#### 保護者との連携

事業者選定後、保護者との意見交換会等により、保護者の意見を聞きながら、保育の引継ぎを進めていきます。

#### 丁寧な引継ぎ

事業者の選定から民営化までの期間を1年以上設け、丁寧な引継ぎを行います。

#### 転園希望への配慮

民営化決定前に入所した児童について、民営化を理由として転園を希望する場合は、転園に係る優先措置を講じます。

#### 民営化後の市の関わり

民営化後1年間は、公立保育士による民営化園への定期的な巡回や連携会議により、市と事業者の密接な連携を図ります。

#### 相談窓口の設置

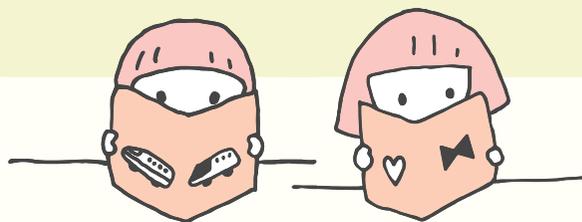
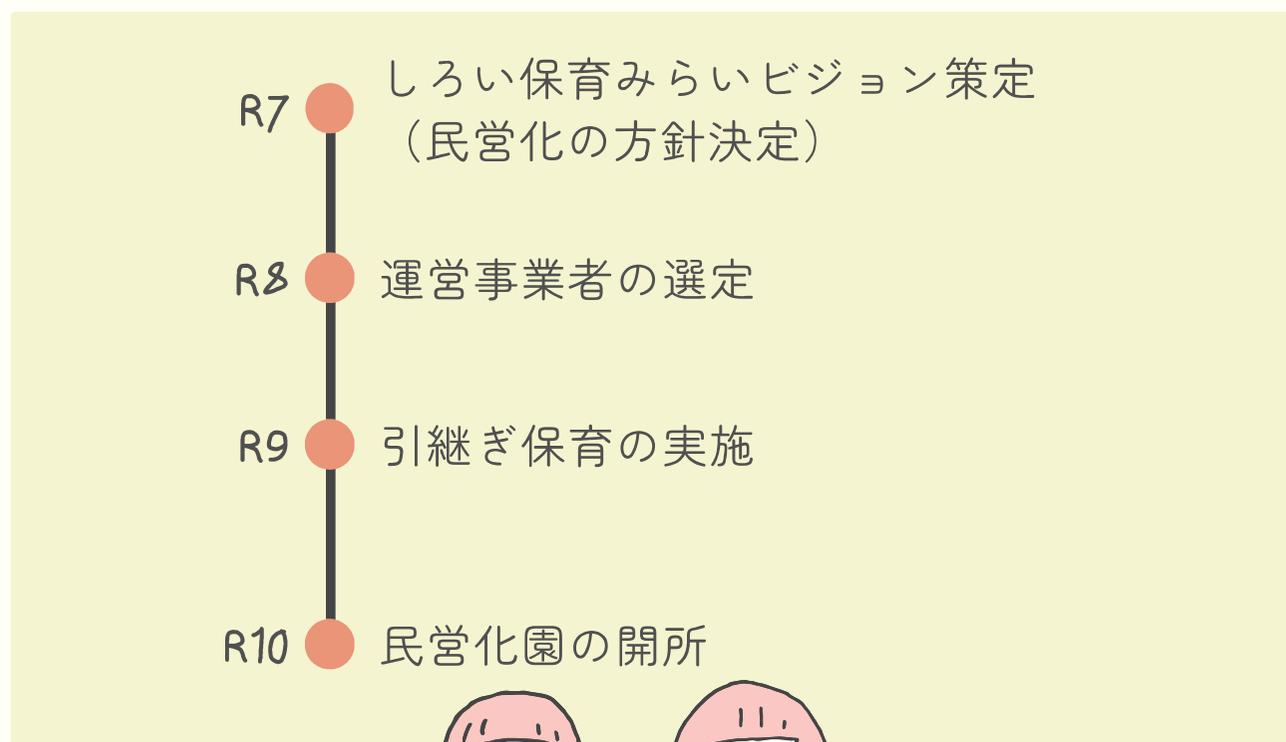
民営化園に関する保護者の相談窓口を設置し、課題の解決や、必要に応じて民営化園への助言・指導を行います。



## Our Mission 「3つの柱を下支えするための取組」



### ② 民営化のスケジュール



# Our Mission

## 取組のステップ

各取組は、民営化により確保した人材と財源を活用して実施します。そのため、期間を3つのフェーズに分けて、各取組を段階的に推進します。

- フェーズ1（R8~9年度）      民営化までの期間
- フェーズ2（R10~12年度）      民営化開始から各取組の実施までの期間
- フェーズ3（R13~17年度）      各取組の効果検証と見直しの期間

区分	主な取組	フェーズ1	フェーズ2
保育の質の向上	○私立園に対する相談・支援・助言    ○研修の実施 ○連携の推進    ○保育提供体制の充実 等		●
線引きのない保育 (幼児教育)の推進	○公立保育所等の認定こども園移行    ○障がい児等保育加配保育士補助の見直し ○幼稚園の認定こども園移行    ○清水〇保育園の駐車場整備	●	●
未就園児とその保護者に対する支援	○こども誰でも通園制度の実施    ○一時保育の強化・充実 ○子育て支援の強化・充実    ○未就園の障がい児等に対する集団生活体験の機会の提供	●	●
保育人材の確保	○資格取得支援    ○保育士の「魅力ある働き方」の推進 ○保育士の処遇改善の更なる推進    ○保育士の魅力のPR	●	●
公立保育所の一部民営化	○清水〇保育園の民営化	●	●

# SDGsの視点

SDGs（エスディージーズ Sustainable Development Goals）とは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に設定された行動計画で、令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本ビジョンの取組は、SDGsの17のゴール（目標）のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめ、5つのゴールに関連します。

本ビジョンでは、保育の質の向上に向けて、SDGsの目標達成を意識しながら、取組を進めていきます。

## 【しろい保育みらいビジョンに関連する5つのゴール】

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを



# Thank You!

しろい保育みらいビジョン



# Appendix

## 參考資料



# 用語の説明

## ●一時保育

保育施設等を利用していない就学前児童を対象に、一時的に保育を実施するサービス

## ●医療的ケアを必要とする児童（医療的ケア児）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

## ●インクルーシブ保育（幼児教育）

児童の障がい・疾病の有無や国籍、宗教の違いにかかわらず、児童一人一人の個人差や多様性を尊重し、ともに過ごし、学び合うために必要な支援を行う保育（幼児教育）

## ●こども誰でも通園制度

保育施設に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付

## ●児童発達支援事業所

発達に特性のある就学前児童を対象に、日常生活の基本的な動作の習得や集団生活への適応などの支援を行う施設

## ●地域子育て支援拠点

子育て家庭の保護者とその児童（概ね3歳未満）を対象に、子育て親子の交流の場の提供や、子育て等に関する相談等を行うサービス。（公立園では「子育て支援センター」、私立園では「つどいのひろば」の名称で実施）

## ●地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるようにすることを目的とした、国から地方公共団体への交付金

# 用語の説明

## ●特別な支援を要する児童

障がいや発達の遅れなどにより集団生活への参加に困りごとがあるため、通常の配置基準を超えて保育者を配置して支援する必要がある児童

## ●認定こども園

保育要件の有無にかかわらず受入れを行い、幼児教育と保育を一体的に行う施設。地域の子育て支援の役割も担う。

## ●病児・病後児保育

症状の急変が認められない病気の児童を対象に、保護者の就労等の理由により家庭での保育が難しい場合に、病院に併設した保育施設において看護師・保育士が保育をする事業  
(白井聖仁会病院において病児保育、鎌ヶ谷総合病院において病後児保育を実施)

## ●保育士オフサイトミーティング

市内の保育士が交流する機会を設け、意見交換や保育の質の向上に向けた取組について検討を行うもの。オフサイトミーティングで保育士が検討した取組として、保育士交換研修や市内施設見学などを実施している。

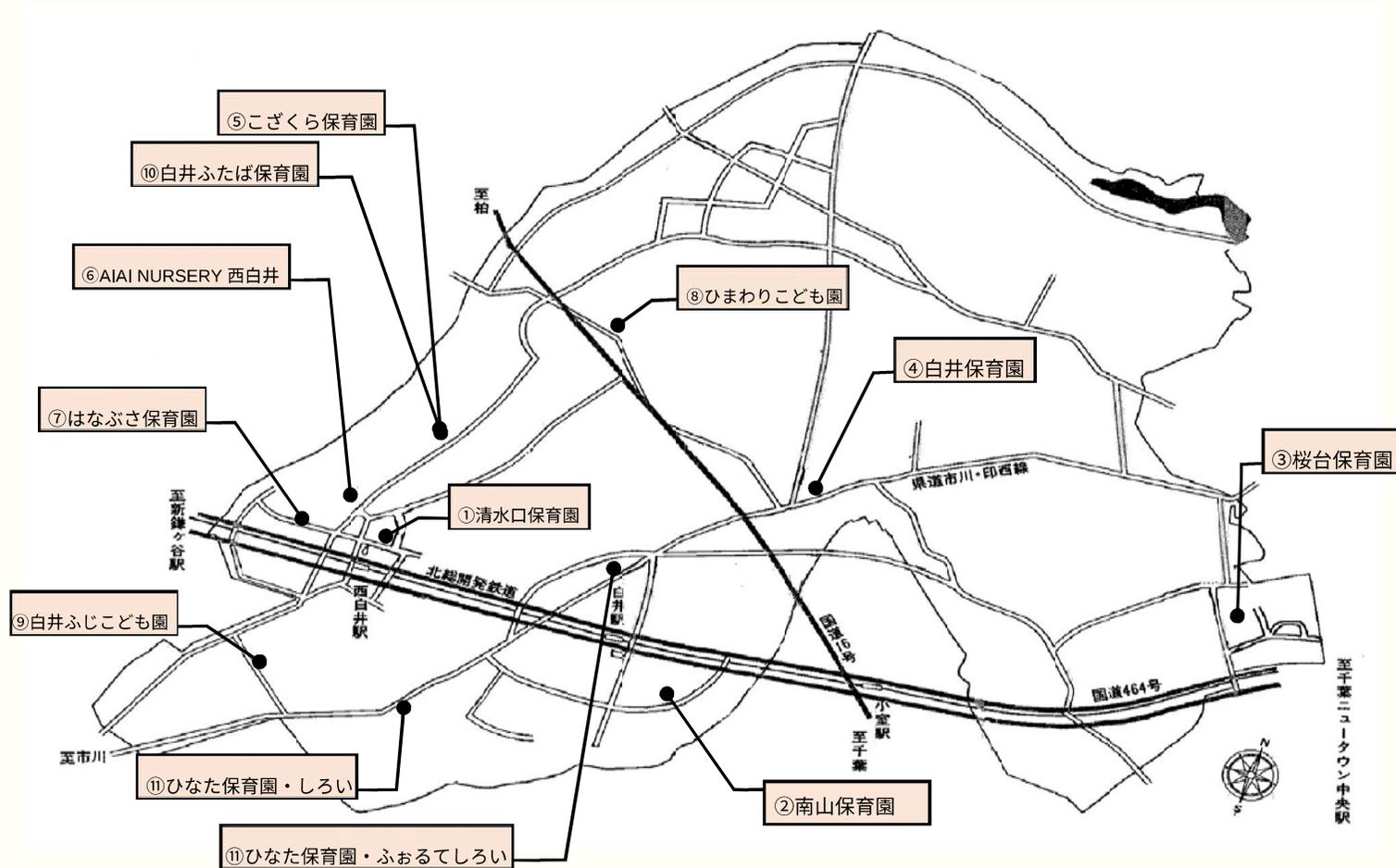
## ●保育士の「魅力ある働き方」

保育士の確保と保育の質の向上を図ることを目的に、令和4年度より市内の公立、私立の保育施設が官民一体で実施しているもので、保育士にとって魅力ある働きやすい職場づくりを推進するための白井市独自の取組

## ●療育

障がい児やその疑いがある児童を対象に、身体機能や運動機能、社会性の向上を目的とした支援

# 市内保育施設の所在地



## 市内保育施設の所在地

番号	施設名称	所在地	定員	施設種類
①	清水口保育園	清水口2-8-1	180	保育所
②	南山保育園	南山1-7-1	140	保育所
③	桜台保育園	桜台2-9	120	保育所
④	白井保育園	白井429	60	保育所
⑤	こざくら保育園	根1832-1	60	保育所
⑥	AIAI NURSERY 西白井	根1922-14	98	保育所
⑦	はなぶさ保育園	大山口2-2-4	98	認定こども園
⑧	ひまわりこども園	折立618-10	74	認定こども園
⑨	白井ふじこども園	富士239-1	90	認定こども園
⑩	白井ふたば保育園	根1827-27	18	小規模保育
⑪	ひなた保育園・しろい	根235-2	19	小規模保育
⑫	ひなた保育園・ふおるてしろい	根476-1	19	小規模保育

※⑩～⑫は、0～2歳児クラスのみ

今後のスケジュール（案）

R7. 10. 8 戦略会議  
資料2

【R7 年度スケジュール】

時期	内容
R7. 7 月 ～8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者説明会</li> <li>・パブリックコメント</li> </ul>
R7. 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン完成</li> <li>・保護者周知</li> </ul>
R7. 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会への報告</li> <li>・戦略会議への報告</li> <li>・市内事業者への報告</li> <li>・子ども子育て会議への報告</li> </ul>
R7. 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報に掲載</li> </ul>
R7. 12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白井市附属機関条例の改正</li> <li>・白井市保育所設置管理条例の改正</li> <li>・一般会計予算の補正（白井市保育施設運営事業者選定審査会委員報酬の補正）</li> </ul>
R8. 2 月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者募集要項の公表</li> </ul>

【R8 年度以降のスケジュール】

時期	内容
R8 年度中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の選定（プロポーザル）</li> <li>・資産譲渡に関する議案上程</li> </ul>
R9 年度中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ保育</li> </ul>
R10. 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水口民営化開始</li> </ul>

## しろい保育みらいビジョン（素案）説明会での御意見・御質問と回答

■令和7年7月26日（土）、27日（日）、8月3日（日）

■市役所保健福祉センター団体活動室、清水口保育園

	質問、意見	回答
1	公立保育所の正規職員の人数（割合）が少ないのはなぜですか。	市の職員定数は、定員管理指針により定めているところですが、指針では市の財政健全化のため、人件費の削減を着実に実現するという視点が含まれており、事務職も保育士もこの指針の範囲で職員を配置しています。 公立保育所は、これまで、待機児童対策の中心的担い手として清水口保育園の園舎増築等により積極的な受入れ枠の拡大や、特別な支援を要する児童の受入れを行ってきましたが、職員の確保については定員管理指針との整合を図るため、任期付職員や派遣職員、会計年度任用職員により行ってきたことから、現状として、正規職員の割合が少ない状況となっています。
2	民営化とは、保育業務のみ委託するということでしょうか。それとも保育園の運営を民間事業者が行うということでしょうか。	今回の民営化は、指定管理や業務の一部委託ではなく、園全体の運営を民間事業者に移管することを想定しています。
3	転園希望者への配慮について、転出希望者にも転入希望者にもそれぞれ優先措置が講じられるのでしょうか。	優先措置につきましては、民営化に伴い清水口保育園から他園に転園を希望する方を対象とすることを想定しています。 入園を希望する場合は、民営化園の受入れ枠の範囲で通常のルールに則り入所調整を行うこととなります。
4	運営法人はどのように選定するのでしょうか。	民営化園の機能向上を目指すためには事業者の選定が非常に重要であると考えています。市が求める保育を実施できる事業者を選定するため、プロポーザル方式（※）による選定を想定しています。  ※市が示す仕様や要求に対して事業者からの提案を募り、最も優れた提案をした事業者を選定する方式
5	引継ぎ保育について、具体的にどのように引継ぎを行うのでしょうか。	具体的な方法は、事業者の選定後、事業者と協議の上で決定することとなります。引継ぎに当たっては、最低1年間の期間を設けるとともに、他の自治体で民営化した事例などを参考にしながら丁寧に進めていきたいと考えております。 利用している園児や保護者への影響をできる限り少なくすることが重要と考えており、事業者の選定に当たってはそのような配慮を行えるかどうかにも評価の対象としたいと考えています。 また、民営化後も最低1年間は、公立の保育士が定期的な巡回等を行い、連携が取れる体制を構築していきます。

	質問、意見	回答
6	給食調理について、令和7年度から調理業務が外部委託されていますが、民営化後も同じ事業者が調理を行うのでしょうか。	民営化後は、園全体の運営を事業者に移管するため、給食調理についても運営事業者の判断により決定することとなります。
7	現在、保育士をしながら子育てしているが、市内には日中の時間帯のみで募集している園がないため、現在は市外の園で働いています。市では、短時間勤務の正規職員や、非正規、パートの雇用を進めていく等の考えはありますか。	市としては保育人材の確保は重要な課題と捉えており、これまでも市独自で保育士の処遇改善を実施してきました。本ビジョンにおいても、今後、処遇改善の更なる推進に取り組むこととしておりますが、現在のところ、短時間勤務の正規職員や、非正規、パートの方に限定した取組は考えておりません。ただし、日中勤務の保育士については市内で募集している園もあるかもしれないため、7/27の就職フェアへの参加なども御検討ください。
8	清水口保育園の駐車場は、民営化後すぐに整備されるのでしょうか。	現在、清水口保育園に隣接する公園の一部に駐車場を整備する検討を行っています。公園の管理が都市計画課となり、協議を進めているところですが、民営化と同時期に整備していきたいと考えています。
9	公立園が2園というのは、市の人口や他市と比較して適正な数なのでしょうか。	公立園の数や割合は自治体によって様々で、いくつあれば適正であるというような配置基準等はありません。実際には、待機児童を解消（減少）していくための施設の確保が重要と考えています。本市においては、今後、公立保育所が基幹園として市の保育施設の中心的拠点となることから、公立2園体制を維持していきたいと考えております。
10	清水口保育園の民営化に伴い、保育士は全員入替わるのでしょうか。	正規職員につきましては、全員他園に異動します。会計年度任用職員等の有期雇用の職員につきましては、民営化園の運営事業者に雇用されることで民営化後も継続して勤務する可能性があります。これらの職員は、子どもと施設の両方ともよく把握していることから、事業者の選定においては、民営化後の継続雇用に関して評価項目に含めることを検討しています。
11	民営化園の定員について、概ね100名程度としているが、資料によると現在の定員は180名となっている。令和10年の保育需要を考慮して、この定員が設定されているのでしょうか。待機児童が出ないよう、100名という数字にこだわらず機動的に検討していただきたい。	定員については、待機児童を出さないことを前提に、地域の保育需要の推計や幼稚園の認定こども園移行なども踏まえて設定しております。現在の清水口保育園について、認可定員は180名となっていますが、保育需要や保育士確保の問題などから120名程度の受入れとなっています。今後も保育需要の推移等に注視し、柔軟に調整していきます。

	質問、意見	回答
12	<p>職種ごとに業務や責任の範囲が違うため業務管理が複雑になるとありますが、具体的にどのようなことなのでしょう。正規職員が増えることで解消されるのでしょうか。</p>	<p>現在、公立保育所においては、正規職員、任期付職員、会計年度任用職員、人材派遣会社の派遣保育士が保育に従事しています。</p> <p>クラスに配置する保育士の検討に当たっては、クラスの人数や特性、児童ごとの利用時間等を考慮していますが、任用の種類により業務や責任の範囲に違いがあること、正規職員以外は業務時間も職員ごとに違うことから、職員配置の検討等が非常に複雑なものとなっています。</p> <p>正規職員の割合が増えることで、シフトが組みやすくなるとともに、通常業務においても運動会などのイベントにおいても、業務を安定的に運営しやすくなります。</p>
13	<p>運営主体が変わることで保育の方法が変わってしまい、職員が辞めてしまうという懸念があります。</p> <p>また費用面での保護者負担がどうなるかも不安があります。</p>	<p>市としても、保育内容の急激な変化等により利用児童や保護者に不安や負担が生じないよう、公私連携型の枠組を活用した事業者との協定等により、事業者に配慮を求めていると考えています。</p> <p>費用面での保護者負担につきましては、原則として給食費などの実費負担分は事業者が金額を決定することになりますが、大幅な負担増が生じないような配慮を求めることを検討していきます。</p>
14	<p>清水口保育園以外の園は、民営化しないのでしょうか。</p>	<p>本ビジョンにおいては、今後、公立園を市内保育施設の基幹園として位置付け、市全体の保育の質の向上のための役割を担うこととしており、現時点で清水口保育園以外の園を民営化する予定はありません。</p>
15	<p>今後、公立、私立の差別化が図られると思いますが、保護者が公立、私立を選択する上でのメリット、デメリットを教えてください。</p>	<p>保育施設は、国が定める保育指針に準じて保育を行うこととされており、各施設は、指針の範囲内で施設それぞれの特色を出しながら保育を実施しているため、特色の違いによる差異は生じるものの、公立、私立の別によるメリット、デメリットというものはありません。</p> <p>本ビジョンにおいては、今後、公立園が保育の質の向上のための役割を担うこととしておりますが、これは保育以外の部分で公立ならではの役割を担うものであることから、保護者が保育施設を選択する上でのメリット、デメリットには繋がらないものと考えます。</p>
16	<p>今回の民営化は、指定管理者制度による施設運営の委託ということでしょうか。その場合、数年後には運営事業者が変わる可能性があるのでしょうか。</p>	<p>今回の民営化は、指定管理者制度による施設運営の委託ではなく、施設を事業者に譲渡した上で運営自体を民間事業者に移管することを想定していません。そのため、数年ごとに事業者が変わることはありません。</p>

	質問、意見	回答
17	<p>清水口保育園の駐車場整備について、整備する場所は離山公園でしょうか。</p> <p>また、公園全体を駐車場にするのか、整備した駐車場は市のものなのか或いは事業者に譲渡するか併せて伺います。</p>	<p>離山公園の一部に10台程度の駐車場を整備したいと考えています。</p> <p>駐車場を市のものとして整備するか、それとも保育園のものとして整備するかについては、現在、公園を管理する都市計画課と協議を進めているところであり、詳細は未定です。</p>
18	<p>運営事業者の目星はついているのでしょうか。</p> <p>もし、市が求める条件を満たせない事業者しか来なかったときは、白井市が目指す方針と違う事業者に決まってしまうのでしょうか。</p> <p>事業者がどのような理念を持っているかということも要件としていただき、トラブルのないよう進めてほしい。</p>	<p>現時点では民営化の方針が決定していないことから、事業者の見込み等は立っておりません。</p> <p>事業者の選定に当たっては、プロポーザル方式(※)により、市が求める保育や事業を実施できることを前提に事業者の保育理念等も考慮した選定を行うことを想定しています。</p> <p>市が求める保育や事業を実施できない事業者しか来なかった場合は、その事業者を選定することはありません。その場合、民営化の時期が後ろ倒しになることも考えられます。</p> <p>※市が示す仕様や要求に対して事業者からの提案を募り、最も優れた提案をした事業者を選定する方式</p>
19	<p>民営化後に事業者が撤退してしまうリスクはあるのでしょうか。</p>	<p>保育施設の運営において、事業が継続的に実施されることは非常に重要な要素の一つであり、県が保育施設を認可する際には、事業者の経営状況等についても審査があります。</p> <p>また、市としても事業者の選定に当たっては、事業者の経営状況も考慮した選定を行います。</p>
20	<p>令和10年度に民営化する場合、現在2歳児クラスの児童や保護者にとっては、最後の1年間だけ民営化した園で過ごすこととなります。</p> <p>民営化が良い、悪いということではないが、それまで一緒に過ごしていた先生たちがいなくなってしまうのは喪失感があると思いますので、例えば運動会等の行事に公立の先生が見に来てくれるなどの配慮があると児童も喜ぶと思います。</p>	<p>引継ぎの具体的な方法については、事業者選定後に決定しますが、いただいた御意見は今後民営化を進めていく上での参考にさせていただきたいと思えます。</p>

## パブリック・コメント募集結果

「しろい保育みらいビジョン（素案）」について、皆様からご意見を募集したところ、下記のとおり、御意見をいただきました。

いただいた御意見とこれに対する本市の考えにつきまして、次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

案 件	しろい保育みらいビジョン（素案）について		
募集期間	令和7年8月1日（金）から8月21日（木）まで		
意見の件数 （意見提出者数）	3件 （1人）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	2件
	参 考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	1件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	0件

意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>最初に公立園が民営化することは肯定的に捉えていました。特別な配慮が必要な子や地域にとって子育てサービスが充実することはとても良いことだと思います。</p> <p>説明を聞いて、保育士が全員異動してしまうことや、普通に通園している在園児にとって戸惑いが生まれぬか心配になりました。民営化後の巡回については、それまで関わりのある保育士が保育に入るなど、民営化後も子どもたちが安心して過ごせるような巡回のかたちをつくって頂きたいと思います。</p>	1 件	<p>こども、保護者が民営化後も安心して園を利用できるよう、民営化前に清水口保育園に在籍していた保育士による定期的な巡回や、連携会議の開催などにより、市と事業者が密接な連携を図っていきたいと考えております。</p> <p>巡回の方法、内容につきましては、こども、保護者が安心して園を利用するために最も効果的な方法を検討し、実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【既記載】</b></p>
<p>0 から 2 歳児クラスでは平日に親が休みの場合、保育園も休まなければならないのを、時間を限定して良いので預けられるようにしてほしいです。働いていて小さい子どもを預けている親は、平日に休みがあっても自分の時間を全くつくる事が出来ません。</p>	1 件	<p>保育園は、保護者の就労等により御家庭での保育が難しい時間に、保護者に代わってお子さまを保育する施設となります。原則、保育が必要な時間のみを利用する施設となるため、仕事がお休みの日など、保護者が家庭で保育できる日や時間は、家庭で保育していただくことが基本となりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>ただし、何らかの理由でどうしても保育が必要な場合は、利用園に御相談ください。</p> <p>いただいた御意見は、保育園の利用に関する御意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【参考】</b></p>
<p>土曜保育が延長されることについてありがたいと思われました。土曜だから勤務時間が短くなる訳ではないので、助かります。通常の保育時間は開所して頂きたいです。清水口だけでなく他の園でも必要なことではないかと思</p>	1 件	<p>土曜保育の時間延長については、公立園では令和 10 年 4 月から実施予定です。</p> <p>市内他園での実施や給食提供につきましては、現時点で実施の予定はありませんが、御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>います。 また、土曜日も給食提供をして頂けると助かります。</p>		<p>全国的な労働力不足のなか、人材の効率的な活用、持続可能な体制の構築といった視点を踏まえ、最も効果的な市民サービスについて総合的に判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【既記載】</p>
--	--	---